	問１　障害児に対する実施状況を教えてください				問２　対象となる障害種別と、対象となる要件を教えてください									
	18歳以上と同様の内容で実施している	独自の内容で実施している	その他	その他の内容	身体障害児	対象となる要件	知的障害児	対象となる要件	精神障害児	対象となる要件	難病児童	対象となる要件	その他	対象となる要件
瑞穂町		○			○	身体障害者手帳の交付を受けている障害児	○	愛の手帳又は療育手帳の交付を受けている障害児	○	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害児	○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で規定されており、障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である難病児童		
日の出町	○				○	身体障害者福祉法第15条第4項の規定のより身体障害者手帳の交付を受けている者	○	東京都愛の手帳交付要綱第5条に基づく愛の手帳の交付を受けている者	○	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者		実例がないため未対応（相談者なし、実績なし）		
檜原村	○				○	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者	○	療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者	○	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	○	障害者総合支援法の対象疾病	○	手帳の交付が見込まれる方、医師の診断書により精神障害もしくは高次脳機能障害が認められる方
奥多摩町	○				○	申請者の状況や利用用途、回数などの点を考慮し決定する。	○	申請者の状況や利用用途、回数などの点を考慮し決定する。	○	申請者の状況や利用用途、回数などの点を考慮し決定する。	○	申請者の状況や利用用途、回数などの点を考慮し決定する。		
大島町	○				○	定めなし	○	定めなし	○	定めなし	○	定めなし	○	町長が特に必要があると認めたもの
利島村	障害児は居らず、整備も進んでいない、とのこと													
新島村			○	委託引受業者がいないため現在実施しておりません										
神津島村	○				○	村内に住所を有する障害者等及び法に基づく「共同生活介護」又は「共同生活援助」の給付決定を受けた障害者であって、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)に移動の支援の必要があると村長が認めた者とする。	○	村内に住所を有する障害者等及び法に基づく「共同生活介護」又は「共同生活援助」の給付決定を受けた障害者であって、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)に移動の支援の必要があると村長が認めた者とする。	○	村内に住所を有する障害者等及び法に基づく「共同生活介護」又は「共同生活援助」の給付決定を受けた障害者であって、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)に移動の支援の必要があると村長が認めた者とする。	○	村内に住所を有する障害者等及び法に基づく「共同生活介護」又は「共同生活援助」の給付決定を受けた障害者であって、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)に移動の支援の必要があると村長が認めた者とする。		
三宅村	○				○	身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害を有する者	○	愛の手帳の交付を受けている者	○	精神障害者福祉手帳の交付を受けている者又は自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けている者				
御蔵島村		○			○	身体障害者手帳（愛の手帳等）の交付を受けている住民	○	身体障害者手帳（愛の手帳等）の交付を受けている住民	○	身体障害者手帳（愛の手帳等）の交付を受けている住民	○	身体障害者手帳（愛の手帳等）の交付を受けている住民		
八丈町	○				○	身体障害者手帳の保持	○	愛の手帳の保持	○	障害者手帳の保持				
青ヶ島村	調査対象の事業は行っていない、とのこと													
小笠原村	障がい児に対する移動支援は行っていない、とのこと													

	問３　事業の対象となる外出について、利用目的として認めているものを教えてください（複数回答可）。また、事業の対象とならない利用目的について、併せて教えてください。							問４　利用時間や日数について、制限の有無及び内容を教えてください。			問５　利用者の自己負担について、負担の有無及び内容を教えてください		
	社会生活上必要不可欠なもの（行政の手続き、生活必需品の買い物等）	余暇活動など社会参加	通院	通学、通所等	その他	その他の内容	事業の対象とならない利用目的	有	無	具体的な内容	有	無	具体的な内容
瑞穂町	○	○						○		1月あたり20時間としている。	○		生活保護対象世帯・住民税非課税世帯は０円、住民税課税世帯（所得割28万円以下）：上限４，６００円、 住民税課税世帯（所得割28万円以上）：上限３７，２００円
日の出町	○	○					通院、通学、通所等、送迎のみ等の移動は対象外。		○	対象者の心身の状況、必要時間数等を勘案して、利用時間数を決定します。	○		１割負担・上限4,600円（住民税課税世帯（所得割28万円未満の方）） 1割負担・上限3,7200円（住民税課税世帯（上記世帯を除く）） 負担０円（生活保護受給世帯、住民税非課税世帯）
檜原村	○	○	○				通勤、営業活動などの経済活動に係る外出、通学、作業所などの通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当ではない外出は対象外。	○		・サービス提供範囲は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。 ・月30時間が上限。ただし、「視覚障害者」、「重度の知的障害者」のいずれかに該当する場合は、月50時間が上限となる。	○		・利用に要する費用の1割を負担する。ただし、「生活保護世帯」、「住民税非課税世帯」は全額免除。 ※有料道路及び有料駐車場等を利用した場合は自己負担。 ①身体介護を伴う場合：30分2,000円　②身体介護を伴わない場合：30分750円 ※「早朝」、「夜間」、「深夜」利用の場合は、①または②に下記の加算あり。 早朝（午前6時から午前8時まで）、1回につき100分の25に相当する額 夜間（午後6時から午後10時まで）：1回につき100分の25に相当する額 深夜（午後10時から午前6時まで）：1回につき100分の50に相当する額
奥多摩町	○	○					・通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 ・通年かつ長期にわたる外出 ・１日の範囲で用務が終えない外出	○		原則として１か月につき20時間以内	○		利用者負担割合：原則１割 利用者上限負担額 ・生活保護・非課税世帯（本人収入８０万円未満・左記に該当するものを除いた非課税世帯）　…０円 ・市町村民課税世帯（所得割１６万円（障害児は２８万円）未満）…障害者9,300円、障害児4,600円 ・市町村民課税世帯（上記に該当するものを除く）…３７，２００円
大島町	○	○	○				経済活動に係る外出、通年又は長期にわたる外出、社会通念上不適当であると認められる外出	○		社会生活上必要不可欠な外出介護支援　月35時間まで 余暇活動等社会参加のための外出介護支援　月20時間まで 上記を併用する場合　月40時間まで	○		サービスに要する費用の1割を自己負担とし、その上限額を下記のとおり定める。 生活保護世帯、住民税非課税世帯：0円 住民税課税世帯のうち所得割額28万円未満の世帯：4,600円 上記以外：37,200円
利島村													
新島村													
神津島村	○	○	○						○		○		1　生活保護（生活保護法による被保護世帯）0円 2　低所得（市町村民税世帯非課税者)0円 3　一般１（市町村民税世帯に属する者のうち市町村民税所得割が１６万円未満の者)9,300円 4　一般1　（市町村民税世帯に属する者のうち市町村民税所得割が障害児にあっては２８万円未満の者)4,600円 5　一般2　市町村民税課税世帯に属する者のうち一般1に該当しない者37,200円
三宅村	○	○					通勤、通学等の通年かつ長期に渡る外出のとき等	○		月５０時間	○		１割負担、生活保護対象世帯又は住民税非課税世帯は０円
御蔵島村			○				特になし	○		対象者１人につき、年間１０回まで助成	○		１回の助成につき、往復の上限１６，０００円
八丈町	○	○	○	○				○		20時間/月	○		1割
青ヶ島村													
小笠原村													